

第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）

第1章 計画策定にあたって

1-1. 計画策定の趣旨

1-2. 計画の位置づけ

・ 障害児福祉計画との調和を保つべき計画であること

1-3. 計画期間

1-4. 計画の策定

第2章 本市の子ども・子育てをめぐる環境

2-1. 人口、世帯、人口動態等

2-2. 将来人口の見通し

2-3. ニーズ調査からみた子育ての状況

2-4. 本市の子ども・子育て支援の課題

第3章 計画の基本的な考え方

3-1. 計画の基本理念

3-2. 計画の基本目標

第4章 事業計画

4-1. 教育・保育提供区域の設定

4-2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

4-3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

・ 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

・ 例) 放課後子ども教室との一体型の推進等

4-4. 乳幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

・ 幼児教育・保育の無償化に伴う追記

4-5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

4-6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

・ 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

・ 例) 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること

・ 例) 市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化等

・ その他関連施策の動向を反映させるための追記

・ 例) 幼児教育アドバイザーの配置・確保等

4-7. 職業生活と家庭生活との両立の推進

第5章 子ども・子育ての施策

5-1. 施策の体系

5-2. 成長段階ごとの施策

第6章 計画の推進体制

6-1. 関係機関等との連携

6-2. 計画の達成状況の点検・評価

・ 地域子ども・子育て支援事業も中間年の見直し要否の基準とする

下線部は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（案）を受けて追加を予定している部分。
表現、記載箇所については変更になる可能性がある。